

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	保険医療機関等の費用返還命令等	
根拠法令・条項	国民健康保険法第65条第3項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<input checked="" type="radio"/> 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用、入院時食事療養費等の支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する 「 金銭の納付を命じる 」に 該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	